日本海信用金庫

## 各種預金等の「証書による解約手続き」に関する預金規定の変更のお知らせ

定期預金・定期積金・通知預金のご解約の場合、お渡しした各種預金等の規定では、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出していただくこととなっておりますが、 平成 26 年 10 月 1 日より取扱いを変更いたします。

変更日以降は、<u>預金証書への記名押印については不要とし、当金庫所定の「払戻請求書」</u>に届出の印章により記名押印して預金証書とともに提出をお願いいたします。

※ご預金のお預かり時にお渡しいたしました預金規定による解約の方法によらず、 上記の方法による取扱いをさせていただきます。

## 変更日: 平成 26 年 10 月 1 日

## 変更する規定および内容(下線部分が変更箇所です。)

定期預金共通規定	
変更後	変更前
2. (預金の解約、書替継続)	2. (預金の解約、書替継続)
(1)この預金を解約または書替継続する	(1)この預金を解約または書替継続する
ときは、 <u>当金庫所定の払戻請求書</u> に届	ときは、 <u>証書の受取欄(通帳の場合当</u>
出の印章により記名押印して <u>証書(通</u>	金庫所定の払戻請求書) に届出の印章
<u>帳)とともに</u> 当店に提出してくださ	により記名押印して当店に提出して
۱,۰	ください。

定期積金規定	
変更後	変更前
8. (解約)	8. (解約)
この預金を解約するときは、 <u>当金庫所</u>	この預金を解約するときは、 <u>所定の受</u>
定の払戻請求書に届出の印章により記	取欄 (当金庫所定の払戻請求書) に届出
名押印して <u>証書とともに</u> 当店に提出し	の印章により記名押印して当店に提出
てください。	してください。

通知預金規定	
変更後	変更前
4. (預金の解約)	4. (預金の解約)
この預金を解約するときは、 <u>当金庫所</u>	この預金を解約するときは、 <u>下記の受</u>
定の払戻請求書に届出の印章により記	取欄に届出の印章により記名押印して
名押印して <u>証書とともに当店に</u> 提出し	提出してください。
てください。	